

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷八十第

行發日一月三年三十正大

論叢

所得稅の轉嫁……………法學博士 神戸 正雄
 獨逸最近の社會學論……………文學博士 米田 庄太郎
 獨占的海運同盟に對する政策……………法學士 小島 昌太郎
 政治現象の本質……………法學士 恒 藤 恭
 鎌倉時代の土地制度……………文學博士 三浦 周行

時論

自作農創定事業の意義と效果……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

婚姻率に就いて……………經濟學士 岡崎 文規
 名目派の貨幣論と貨幣の本質……………經濟學士 中西 仁三
 客觀的勞賃論の史的發展……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

勞働者負傷の原因調査……………法學博士 河田 嗣郎
 照應の理論と社會及經濟統計……………經濟學士 蜷川 虎三
 フイジー島の原始共產制……………法學博士 河上 肇

時論

自作農創定事業の意義と效果

河田 嗣 郎

一 小作問題に固有なる事情

小作問題は今や我國に於ける全國一般の問題となつた。問題として可い悪いのと謂つて居る時期ではなく、兎にも角にも有効なる一般的解決策を確立して速かにその實行に着手せねばならぬ時期となつた。そこで其の解決策については色々と講究もせられて居るのだが、その講究の行はるゝに就いては、工業方面に於ける労働問題との異同について一段考慮を要するものがある。

元來我國に於ける小作問題は其の本來の意義に於ては一般労働問題と異なる所なく、畢竟農業労働問題の一發現たるに外ならざること、既に私の屢々これを論示した通りであるが、然しその解決策を考ふるに就いて特に注意さるべき兩者の相違點は、工業労働問題は資本と労働との共働

1) 本誌第十三卷第五號「農業労働問題」、第十七卷第一號「農村問題と其對策」、拙著「農業労働と小作制参照」

に依る生産收益に對する資本主と労働者との間の分配を公平にすることを以てその主眼目を爲すに反して、小作問題に在つては地主小作人間の收益を公平にするといふだけではなく、その分配の必要なからしむる要求と更に進むでは小作制度といふ企業組織そのものゝ不當を絶滅せしめなければ止み能はざる要求とを伴つて居る。尤も工業や鑛業労働問題に在つても、其の究局の目的はやはり資本主階級と労働者階級との區別なからしめ、労働者の自主的生産經營を實現することに存せざるを得ないけれど、今暫く斯かる究局の目的を離れて問題當面の目的について特にその賃金關係について見れば、實に資本主労働者間の分配上に於ける公平なる状態を將來せんことが主眼とせらるゝ。そしてその分配をさへ公平にすれば、元來工鑛業の生産收益は一般的には多大なるを常とするものなれば、資本主も労働者も或程度までは共に満足することが出来る。

然るに酬つて農業方面を見れば、元來農業といふ業務の生産收益が少薄貧弱なるもので、而かも特に我國などに在つてはその經營規模小なるが爲めに、今小作地に就いて地主の所得と小作人の所得とを公平ならしむるやうその收益分配が行はれ、小作料はその公平を期し得べき程度に決定せられたりとするも、地主も小作人も共に満足するを得ざる状況に止る外はない。即ち小作人が團結運動に依つて小作料を引下げ得たりとするも、少々引下げた分ではやはりその所得は貧少なるを免れず、未だ以て現代文化に適應しただけの生活標準にも達し得べからざる有様に在る。

然るに一方地主の側を見れば、元來中以下の小地主の多數なる我國のことゝて、或程度以上に小作料を引下ぐれば大多數の地主は生活にすら困窮する境遇に陥らざるを得ない。小作人はまだ満足するほど小作料を引下げて貰はぬのに地主の方では既に早くも生計の立行き難きに至りつゝある實例は、現今小作運動の行はれつゝある隨所に之を見るを得る所なりとする。

斯かる状態は、前にいふ如く農業收益の元來少きに加へて、必竟我國に在つては、農地面積に比して農業人口が多きに過ぎ、小なる地面を所有する者と小作する者とが多數であつて、小地主と小百姓とのあまりに多きに過ぐる爲めであるけれども、ともかく事實として斯の如きものあるを奈何ともし難い。要するに工業や鑛業では大なる企業收益を分配するのだから、これを公平にさへすれば問題はやゝ落付くけれど、農業方面では元來氣の毒なほど貧小なる收益を更に地主小作人の間に分配せなければならぬのだから、たとへ其の分配を公平にして見た所で問題はほんの暫時だけしか落付き得ないのである。²⁾

その然る所以は之を我國に於ける實狀調査の數字に照し見れば容易に理解することが出来る。

仍て試に之を窺ふに、³⁾先づ本邦の農家戸數は大正九年現在五、四八四、五六三戸であるのに、就中小作農戸數は一、五五七、八四七戸即ち總農家戸數の二八・四一%に當り其外尙ほ自作兼小作農戸數二、二四四、一二六戸あり正に總農家戸數の四〇・九一%を占めて居る。従て小作戸數と自作兼

2) 前掲拙稿「農村問題と其對策」参照
3) 第三十七次農商務省統計表に據る

小作戸數とを合すれば其數三、八〇一、九七三戸となり恰も農家總戸數の七割弱(六九・三二%)に當る次第で、我が農家總戸數の三分の二以上は小作を行ふものである。然らばそれ等多數の小作農業者の小作する反別はといふに田地總計一、五六九、二〇八町、畑地總計一、二四五、四五二町即ち田畑合計二、八一四、六六〇町であるから、假りに小作農家一戸當りの平均耕作段別を出せば田畑合計で七段四畝にしかならぬ。田地だけであつたならば僅々四段一畝九歩にしかならぬのである。尤もこれは純粹の小作農家以外に小作兼自作農家をも加へて計算したものであるから、實際の一戸當り平均小作面積はこれよりは多少廣かるべきものとす。然し假りに自作兼小作農家を除外して純粹の小作農家戸數だけで小作耕地反別を割つて見ても尙ほ田畑合計に於て一町八段二十歩にしかならず、田地のみならば一町二十歩ばかりにしかならぬのである。然らば即ち實際の狀態は田畑合計で七段四畝以上一町八段二十歩以下その中間の何れの邊にかあり、田地のみでは四段二畝以上一町二十歩以下何れかの邊に在る次第で、大凡の所をいへば田畑合計一町内外といふ所であらう。(精確なことは統計材料が備はつて居ないからわかり兼ねる)

斯くの如き實狀なりとせば、平均的に見て我國の小作農家が如何に貧弱なる小農なるかは容易に想像し得らるゝ所とせなければならぬ。尤もこれは平均的に見たのであるから實際に於ては右平均耕作段別よりも遙かに廣き耕作面積を経営して居るものもあらうけれど、然し我國小作の常

としてあまり大農的なる小作の實地に見るべきものは人のよくこれを知る所なりとする。世に公にされる統計材料では小作反別の廣狭による小作農家戸數の割合を知る由がないが、試に一般的に(自作農、小作農、自作兼小作農合計して)我國の耕地耕作廣狹別に依る農家戸數歩合を見るに、大正九年の實狀は五段以下三六・二八%五段以上三三・三六%一町以上二〇・六六%二町以上六・三二%三町以上一・八一%五町以上一・六七%となつて居るから、我が農家はその九割三分までは一町以下の耕地を耕作して居るに過ぎぬ。小作農家にも一町以下の耕作をするもの多きを想像するに難からざる次第なりとする。然しすべて此等の實況は地方の異なるに依て多少の相違あるは言を俟たざる所である。

次に土地所有者の側について見るも、我國の地主には大地主の少きは周知の事實であつて、大正九年現在について見るも耕地所有農家戸數總計四、八六一、三六〇戸中五十町以上の所有者は僅かに二、二四九戸に過ぎず、十町以上のものも四六、九六二戸に過ぎなかつた。試に各面積別による歩合を示せば五段未満四九・三一%五段以上二四・二九%一町以上一八・一五%三町以上四・六八%五町以上二・五一%十町以上〇・九七%五十町歩以上〇・〇九%といふ有様である。即ち所有者中その九割二分弱(一分七厘五毛)までは三町以下の所有者であつて五町以下の者となれば實に九割七分強(四厘二毛)に及ぶ有様である。又以て如何に小地主の多いかわかる。尤もこれは自作農

をも加へての計算であるから、小作人に對立する地主といふことになれば、比較的廣き耕地を所有する者が比較的多いことになるわけであるが、其間あまり著しき相違を見るべき理由はない。やはりその大多數は小地主たるに過ぎぬ。

すべて斯くの如く我國に在つては、地主も小作人も共に貧弱なのが大多數たる有様であるから其の各農家の經濟は洵にさゝやかなものである。小作人に至つてはたゞ僅かに一家の口を糊するに過ぎざるが大多數であり、地主とても亦少數なる大地主を除く外は、やはり中等階級としての生活を爲し得るを以て通例とする有様である。即ち假りに一町歩の田地を小作經營するものせば、その實收米量反當り平均一石六斗八升⁴⁾として合計十六石八斗となり其中から小作料、平均反當り八斗九升八合として合計八石九斗八升⁵⁾を支拂へば小作人の手取りは七石八斗二升にしかならぬ。之を米價一石につき三十五圓と見れば年收僅かに二百七十三圓七十錢にしかならぬ。米價が石四十圓となつた所で三百十二圓八十錢にしか當らぬのである。そして地主はといへば假りに三町を所有するものとして、その小作米二十六石九斗四升、その代價石三十五圓として九百五十二圓二十錢であるが、其中から地租や地租割等の公課を引去かなければならぬから實收はそれよりもよほど少額たるを免れぬ。かるが故に廣く之を農家の經濟狀態について見れば、米穀以外の諸收益を計算の中に入れて考へても、洵に氣の毒なほどさゝやかなものである。その狀圖

4) 全國平均中田實收量(小作慣行に關する資料に據る)
5) 全國平均中田小作料(同上)

より一般的には小作人に於て甚しいが自作農に於ても中以下の地主に於てもあまり大した相違はない。

さればこそ前に道ふやうに、今小作問題の解決のために、地主と小作人との間に於ける生産收益の分配を十分公平に見た所で、それは小作人の所得を増し彼等の經濟上の地位を向上せしむるに何程貢獻する所あるべきか。甚だ疑なきを得ざる所なりとする。

二 自作農創定事業の必要と其の意義

事情上に述ぶる所の如くなるが故に、今小作問題解決のために致へらるべき方策は、どうしても公平分配といふことを眼目にして立てらるべきものではあり得ない。然らばそれは何であらねばならぬかといふに、それはつまり世に小作制度なるものがあつて、土地の所有とその使用とが權利的に相分離し、一方に地主あり他方に小作人あつて両者が對立し乍ら然かも相連合して農業生産の業務が行はれ、従つて其の業務の収益は地主と小作人との間に分配せざるべからざることとなつて居るが故に、さなきだに小き収益がその分配のために更に少くなる次第なれば、この組織を根本的に革めて、かゝる分配の行はるゝ必要なからしむべき制度組織を一般的に農業普通のものたらしむるといふことでなくてはならぬ。換言すれば世に小作制度など、謂はるゝものなから

しめ、農業に在つてはすべて労働の自主的なる組織が行はるゝこと、し、その労働に當る者は自らその業務の經營者としてその収益の全部を自家の手に所得すべき制度組織を普及せしむるといふことである。そしてこれが又農地國有制度たるか或は自作農制度たるかに分れて來るのだがその何れを探るを優れりとするかは別の議論として、茲に暫く自作農制を以て農業一般の唯一の企業形式として普及せしむるものとして考ふれば、その實行が徹底的に行はるゝに於ては、小作問題は問題として解決せらるべきは言を俟たぬ。

然しそれにしても尙一つ茲に注意すべきことの存するを忘れてはならぬ。それは即ち前節に述べた所と直接關係あるもので、小作問題解決のために自作農制が普及せしめられたる際に於てもそれがために我國農家の經濟がどの位改善せられべきか、その點が依然として問題たらざるを得ざることである。詳言すれば現時の如く農地面積に對する農業人口多くして、從て農家一戶の經營面積小さく、然かも農業といふ業務は依然たる手工業的な性質を以て行はれ、各家個別に小規模な幼稚な經營を行ひもて行く分では、小作農制が自作農制に移り變つたればとて、その農家の經濟が大いに裕かになるべしとは思はれぬのであつて、その意味からすれば自作農制定といふ事業はよし徹底的に實行されたればとて、經濟的にはあまり大した價値を持ち得ざるべきものと考へられるのである。

試に現狀に就いて、小作農家の經濟と自作農家の經濟とを比較して見るがよい。その間に何程の徑庭があるか。因より多少の優劣はあるが蓋し兄たり難く弟たり難きものたるを知るに難くないであらう。まして両者の比較でなく、その業務より生ずる利潤の絶對額に就いて見れば、自作農が天下一般の唯一農企業形式となつた所で、農家の經濟の依然として貧弱少薄なることは多くの變化を生ぜしむるに足らざるものたるを知るに難くないであらう。

試に帝國農會の調査に基き農務局にて採擇編成せる小作農家及び自作農家の經濟狀態に就いて見るに、實に左表の如き有様を呈して居る。調査が大正二年に行はれたもので古きに過ぐる憾あるが其後に於ける物價の變動を顧慮してこれを觀るならば大體の様子を知る參考と爲すに足りるであらう。先づ小作農に就いて見る。

調査農家(小作農) 全國八戸 (東北區一戸、關東區二戸、北陸區一戸) 平均 (近畿區一戸、中國區一戸、九州區一戸)		經營ノ概況 穀菽(八・九) 加工其他(〇・四) 特用作物(〇・一) 茶園其他(〇・一) 菜園其他(〇・三) 養蠶(〇・一) 造林其他(〇・一)	
財	產	計	計
農業用總資產 農業用純資產 農業用以外ノ純資產		三・〇〇〇 一・〇〇〇 九・〇〇〇	三・〇〇〇 一・〇〇〇 九・〇〇〇
耕作地		田 借所 入有	七・四三三 反
畑 借所 入有		〇・三三三 反	三・三三三 反
計		三・三三三 反	三・三三三 反
農業勞力		家族及手傭人 男 女	三・三三三 三・三三三 一・六九〇
雇 人 奉公人 臨時雇		三・三三三 三・三三三 三・三三三	三・三三三 三・三三三 三・三三三
計		三・三三三 三・三三三	三・三三三 三・三三三

6) 農務局「自作小作農家の經濟狀態并其の比較」

農業總收益	1,012.50%	農業所得	505.67%
農業經營費	511.74%	農家所得	696.44%
農業純生產	500.76%	家計費	554.64%
農業總財産に對する農業純生產の利廻	0.23%	純益	171.83%

次に自作農に就いて見る。

調査農家(自作農)全國二十戸(東北區四戸、北陸區二戸、中國區二戸、關東區五戸、近畿區三戸、九州區四戸)平均

經營の概況
 穀類(七・三〇) 養蠶(〇・七〇) 特用作物(〇・二〇) 造林(〇・四〇) 加工(〇・二〇)
 養蠶(〇・一五) 桑園(〇・一〇) 造林(〇・六〇) 桑園(〇・〇五) 造林特用作物(〇・〇五) 加工菜園(〇・〇五) 特用作物(〇・〇五) 其他(〇・〇五)

財產	農業用總資産	8,648.53%	農業經營費	655.42%
	農業用純資産	8,574.42%	農業純生產	618.83%
	農業用以外の純資産	74.11%	農業總資産に對する農業純生產の利廻	0.07%
耕作地	田所借入	1,317.77%	農家所得	854.83%
	畑所借入	14.33%	農家計費	1,182.75%
	計	7.00%	家計費	215.10%
	計	1,332.10%	純益	339.73%

農業勞力	家族及手傳人	21.21%
	男	12.00%
	女	9.21%
	雇人	100.00%
	泰公人	100.00%
	臨時雇	100.00%
計	人	133.21%

農業總收益	1,332.10%
-------	-----------

時論 自作農制定事業の意義と效果

備考—表中、農業所得とは農業純生産に加ふるに家族労働報酬を以てし農業用借入金に對する利子支拂額を差引き尙小作農の場合には純生産労働報酬の合計に借入地に對し地主と假定して支拂ふべき租税公課を加へ此の合計より支拂小作料額及農業用借入金利子支拂額を差引きたるものなり

右二表は其の調査戸數の少きため固より之を以て直ちに全般を推すわけには行かぬが、状態の一斑を髣髴せしむるには足るものと見なければならぬ。そしてこの二表の比較に於て表はるゝ所は耕作面積は小作農の場合も自作農の場合も略ぼ同一で共に二町二反餘であるが、これを經營するに就いては自作農の方が遙かに勞働集約にこれを行ひ小作農經營の延勞働合計五八四人餘なるに對して八七一人を用ゐて居る。従て總收益も純收益も自作農の方が多いけれども農業用總資産に對する純收益の利廻は却つて小作農に於ける方大で一割に垂んたるに反し自作農の方は七分強にしか當つて居らぬ。併し農業業務に依て生ずる純益になつて來るとやはり自作農の方が多い。尤もその多いのはたゞ両者の比較上だけのことで其純益額の絶對數に至つては両者共に實に些少なものと謂はねばならぬ。現今は此の表に表はれたる調査の行はれたる時期に比較すれば米價も高くなつて居るから純收益額も大分多くなつたことであらうが、其代り雇人の勞賃や自家の家計費にも多額を要するから、それを差引いて見ればやはり僅少なる増加を見るに過ぎぬであらう。ともかく斯くの如き實狀なるが故に、我國の自作農はその經濟よりいへば小作農に比して餘り多くの相違はなく、たゞ僅かに優れたるに過ぎぬものと見ることが出来る。そしてそれは全國一般の實狀なりと見て大過なきことは、世間周知のことである。

して見れば今、自作農創定事業が一般的に行はれたとしても、それは小作問題解決のためにこそ

大いに有効なものであれ、我國一般農家の經濟狀態改善のためには、たゞそれだけのことで僅小の貢獻を爲し得るに過ぎざるものと見る外はない。從て今自作農創定の目的に就いて見、その社會的なる意義を致ふる場合には、それは小作問題を根本的に解決せしむる點に於て多大の意義を有する以外には、その目的とする所は之に依て農家の經濟を大いに裕ならしむるといふ點よりも寧ろ之に依て農業狀態をして眞にその本來の性質に叶へるものたらしめ、農地はこれを自ら使用する者に於て所有するといふ健全な狀態を造り出し、農家が自己の所有地の上に自家の業務を築き上げ、業を樂みながら安定せる生存を送るを得る、ほんその農村らしき狀態を實現せしめんとする點に存すさせなければならぬ。

されば之を農家の經濟といふ點より見れば、自作農創定の事業の行はる、だけでは不十分である。それと同時に條件的に必要なものがある。それは即ち一面には技術の改良を行ひ、一面には又經營方法の改革を行つて組合組織その他に依る共同經營の道を開くこと、更には米穀その他農産物の販賣組織を改善し農家をして一般的に農産物の價格決定上に力を持つを得せしむること其爲めには中間商業の改廢を行ふことや、農業倉庫の普及を計り其他一般に産業組合の發達を十分ならしむることや、更には場合に依ては米穀の如き主要農産物に就いてはその賣買を國營とすることやが必要であらう。ともかく一般的に有効なる經濟的改善施設を行ひ、それ等が相倚り相

扶けつゝ、自作農創定の業と相並んで、有効に徹底的に行はるゝに依て甫めて、農家の經濟は改善せらるゝを得る次第である。然るに若し此等諸方面の施設との聯絡が考へられないで、たゞ自作農創定の業が行はれた分では、そがたとへ完全に行はれたりとするも、たゞ世に小作問題なるものがなくなるだけのことで、農業一般の經濟狀態は幾干も改善されず、一般の狀況は現在これを見るが如く年と共に悲運に傾き依然として農業疲弊の狀況と農村荒廢の頽勢との進み行くを如何ともし難いであらう。これを知らないで自作農創定の業を以てそれだけで我が農業振興の大事業が成就するなごゝ思ふ者あらば、甚だ大きな見當違いと謂ふ外はない。

三 自作農創定事業現狀の不備

自作農創定の意義は上の如く攷ふることに依つて捕捉され得べきものであるが、さて又その自作農創定の事業の實行に至つては、其の組織方法を如何にするかゞ重大なる問題たらざるを得ない。その組織方法にして宜しきを得ざるに於ては、折角の計畫も中途半端に終つてしまつて、小作問題解決のためにも多く貢獻する所なく、まして我國の農業全般の狀態を堅實のものたらしむる一般的改善事業としての意義は殆んど多く發揮され得ないであらう。

そこで之を實狀に就いて見るに現在でも既に我國の諸地方に於て、自作農創定の事業なるもの

の行はれつゝあるを見る。そしてそれは主として府縣の事業として或は町村の事業として或は一種の組合的事業として行はれて居る。因よりまだその行はるゝ範圍も廣からず、まだ漸くほんの少しばかり緒が着けられたるに過ぎぬが、それでも氣運は着々と進みつゝあるやうに見へる。

所がその事業の組織方法に至つては、殆んど見るに足るものなく、特に組織に於ては何等遠大の計畫の下に有效なる機能を發揮するに足るべき見込を以て組立てられたるものがないと謂つて大過なき有様である。試に之を或府縣の如きに於て行ふ所を見れば、年々此の事業の爲めに二三十萬圓位の豫算を取つて置いて、自作農たらしむべき候補者を小作人中より選び出し、これに其の買收せんとする土地の價格の何割かに當るだけの資金をば、右の豫算中から貸與へ、その資金は所謂低利資金として四分八厘くらゐな利子で年賦償還の方法か河かで貸與へるのである。その場合重要なことは其の買收農地の價格を如何に決定するかといふことだが、それについても十分定まつた方針もなく、たゞ普通の賣買價格を標準として當事者の自由契約に一任するか、さなくば何等かの評價機關を造つて行はしめるのだが、その評價機關の組織等についても何等十分に定まつた方針はない。そして又重要な問題はその自作農地買收の仲介を爲す金融機關だけれど、之についても特別な組織が立てられるではなく、たゞ普通の低利資金の貸付をするのと多く異らざる道筋に沿ふて行つて居るに過ぎぬ。

尤も右の事情は地方により多少づゝ相違して居り、府縣が之を行ふ場合と、町村が之を行ふ場合と又組合の如きが之を行ふ場合とでは其間に大分趣の異なるものがあるやうだけれど、とにかく一般的に之を見て、その事業のため組織の整はず、その方法の不十分なる譏は免れ難き有様にある。そしてその然るは、此の事業に對してまだ國家の態度が少しも定らず従て何等國家的施設のこれ無きが爲めに、洵に止むを得ざる所と謂はねばならぬが、事業そのものとしては要するに甚だ不完備で不十分なものと謂ふ外はない。その意味に於てまだ全般的には事業は事業として實行の域に這入つて居らぬと見て差支ないくらゐである。

そんな状態だものだから之を小作人の側からいへば、今猝かに土地を買収したりなんかするは考へ物だといふ氣風の中々強きものあるを免れ難い。即ち試に之を計算の上から致へて見ても、現今のやうに農地の賣買價格が高くて遙かに收益上の採算價格以上に在る場合に、その賣買價格が標準となつて小作地買収をせなければならぬのであつては、これを買取つて利廻計算を見ればとても引合ひ難く、土地を買つて自作農となるよりもやはり土地は地主に持たせて置いて依然小作人として業務を行つて居り、そして小作運動で以て小作料を存分に引下げさせた方が遙かに有利だと考へられる次第である。なまじつか農地を買取れば地租その他公課はかなり大なるものを負擔せなければならず、買収資金の利子は計算せなければならず、そんなものを計算した日には

小作人である方がどれだけ算盤上有利だか知れぬといふ所から、あまり熱心に農地の買取を希望する小作人はなく、小作運動者は又その點を視つて、此際下手に農地の買取などするものではないと教ゆるものだから、自作農創定の事業は彼此支障多くて現状のまゝでは十分なる効果を擧げ難い有様に在る。

惟ふに現在のやうな遣方では自作農創定の事業に對して小作人側があまり好感を懷かず、少くとも進むで大いに農地の買取を行はうとせないのも理由ありと見なければならぬ。即ち現在では田畑の価格は茲二三年來少しは下落したけれど、まだ中々高くて、その高い賣買價格で買取つた分では實際 算盤が合はぬのである。試に日本勸業銀行の調査に從つて、大正十二年三月現在に於ける全國田畑賣買價格を見るに左表の如き有様である。

地種別	田		畑	
	上	下	上	下
北海道	151	106	110	66
本州北區	123	84	102	61
關東區	104	73	97	57
本州中區	102	73	93	57
本州西區	102	70	91	57
四國區	101	70	88	57
九州區	100	70	81	57
沖繩	100	110	110	110
	普通	普通	普通	普通

全國平均

七三

八四

八六

五二

三三

四

固より地方によつて大いに徑庭があるが、田地の如き普通の土地でも高きは本州西區の七〇一圓といふ數字を示して居る。そして全國平均で五八三圓となつて居るが、この平均は北海道及沖縄といふ例外的に安い地區が計算中に這入つて居るからのものである。若し此の兩區を除外して本州と四國と九州とだけの平均を取つて見れば五九八圓となる。上田に至つては七八二圓、下田でも四一六圓となるのである。されば假りに普通品位の田地を買ふとしても現時の如き市場割引歩合(市場利率)の高き折からとしては、其の利子年八分としても反當り一年一四拾七圓八十錢餘の純收益が生れて來なければ算盤に合ひ兼ねる。然し實際そんな多額の純收益の出て來る見込なきは申すまでもなきことであらう。それでは農家はそんな高い土地を買ふよりもやはり他人の土地を小作した方が引合ふわけである。それを買ふだけの資金があるならば、農工債券でも買入れた方がどれだけ利益だか知れない。

所が今その農地買取のためには地方自治體あたりから低利資金を貸して呉れるとしての問題はどうであらう。仍て假りに其の貸付を土地賣買價格の六割とすれば、右五九八圓に對し三五八圓八〇錢を借り得ることゝなる。そして其の利子を四分八厘とすれば其額一七圓二一錢となる。これに農家自ら支辨する代金殘額二二九九圓二〇錢に對する八分の利子一九圓一四錢を加ふれば、利子

のため年々三六圓三六錢を要するわけで、斯くてもやはり田地反當り年額二十五圓や三十圓の純収益を擧げる分では差引大分の損失になる。少くとも年額三十七圓以上の純収益を生み出さなくてはならぬ。そしてこの計算は全國平均的に見てのことたることを忘れてはならぬ。

されば小作人は年四分八厘の利息で土地賣買價格の六掛くらゐの低利資金が貸與へられ、土地は賣買市價で地主より買取らねばならぬといふやうな方法の下に於ては、特別の事情ある者は別として普通には多く農地を買取らんとは欲せざるべく、やはり小作運動者の言ふが如く、土地は地主に持たせて置いて、其資本利子と租税其他の公課とをすべて地主に負擔させ、自分等は小作運動に依て小作米を引下げしむる上に目的を達する方が算盤の上から見て遙かに得たと考ふるのも無理からぬ所とせなければならぬ。即ちそんな方法を以てしては、自作農創定の事業は到底よく十分に成功し得べき見込はなきものとせなければならぬのである。

尤も農民は土地に對して大いなる愛着を有して居るから、たゞ收支計算の上からはかり攷へて土地を買ふものではなく、收支計算のけたを外して収益價格以上の價格でも土地を買はんとする氣風がないことはない。その氣風あればこそ現在に於ける土地の賣買價格はその理論上の標準たる収益價格以上に出て居る次第なのである。そしてその理由は多くは政治上社會上等の顧慮より出て來て居り、又農民が慣習的に有する一種の心理即ち殆んど狂的なる土地愛着心からも出て居るのである。けれども私が替て本誌上に之を論じたやうに、近年小作爭議が頻發するやうになつてからは、地主に於ても小作人に於てもその他一般的に農民の土地に對する愛着心が大いに冷却

して來た事實の掩ひ難きものあるために、今や農民は一般的に田畑の價格がその收益と適合する程度にあらざる限りは、容易に土地を買はざらんとするに至つた。現にその理由よりして土地の賣買價格の低下しつゝあることは、世間周知の事實であるし、前掲日本勸業銀行の調査書にも地價下落の原因として明かにその事實を語つて居るほどである。⁹⁾

斯るが故に要するに今後農地の賣買價格がその收益價格又はその以下に下落するにあらざる限り、現在のやうな方法を以てする自作農創定の施設は到底よく十分に行はれ得て著明なる効果を擧げ得べしとは信せられぬ。たゞ僅かに其の地方に於ける小作爭議の緩和策として多少の効果を奏し得るに過ぎぬであらう。それに又元來自作農創定の事業の如きは、其の性質上どうしても國家的の事業でなければならぬ。國家が大なる資力を備へて之に臨み、遠大の計畫の下に有爲なる機關を備へて、完備せる組織を以て之を行ふに依て甫めてよくその任務を果し得るものである。かゝる國家的事業に關して國家が先づ指を染めないで、地方自治體の如きがこれを行はんとするは、事情已むを得ざるに出でたりとはいへ、本末顛倒の譏を免れ難い。この事業にして現下の實狀に鑑み眞に必要缺くべからざるものならば、國家たるもの宜しく大いに奮發して速かにその事業の有効なる計畫を樹て、勇敢にその實行に當るべきである。それが國家事業となつても私自身は十二分の期待を之に對して持ち得るものではないが、とにかく遣るのならば國家事業として計畫的にやるがよい。然らばその計畫を如何に樹立すべきか。それについては諸國の事例等もあることなれば、又本誌上に之を紹介し、併せて色々の論議をも試むることゝするであらう。

9) 田畑賣買價格及貸貸料調五一六頁